

省 令

○厚生労働省令第十号

食品衛生法（昭和二十二年法律第二百三十三号）第十条の規定に基づき、食品衛生法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和元年六月六日

厚生労働大臣 根本 匠

食品衛生法施行規則の一部を改正する省令
食品衛生法施行規則（昭和二十三年厚生省令第二十三号）の一部を次の表のように改正する。
（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
<p>別表第一（第十二条関係）</p> <p>一～三十九（略）</p> <p>四十 アルゴン</p> <p>四十一～五十六（略）</p> <p>五十七 イソブチルアミン</p> <p>五十八・五十九（略）</p> <p>六十 イソプロピルアミン</p> <p>六十一～三百四十八（略）</p> <p>三百四十九 sec-ブチルアミン</p> <p>三百五十～三百六十四（略）</p> <p>三百六十五 プロピルアミン</p> <p>三百六十六～三百七十（略）</p> <p>三百七十一 ヘキシルアミン</p> <p>三百七十二～三百七十六（略）</p> <p>三百七十七 ペンチルアミン</p> <p>三百七十八～四百十（略）</p> <p>四百十一 2-メチルブチルアミン</p> <p>四百十二～四百六十三（略）</p>	<p>別表第一（第十二条関係）</p> <p>一～三十九（略）</p> <p>（新設）</p> <p>四十～五十五（略）</p> <p>（新設）</p> <p>五十六・五十七（略）</p> <p>（新設）</p> <p>五十八～三百四十五（略）</p> <p>（新設）</p> <p>三百四十六～三百六十（略）</p> <p>（新設）</p> <p>三百六十一～三百六十五（略）</p> <p>（新設）</p> <p>三百六十六～三百七十（略）</p> <p>（新設）</p> <p>三百七十一～四百三（略）</p> <p>（新設）</p> <p>四百四～四百五十五（略）</p>

附 則

この省令は、公布の日から施行する。

○国土交通省令第九号

国会議事堂、内閣総理大臣官邸その他の国の重要な施設等、外国公館等及び原子力事業所の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第十号）の施行に伴い、及び重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律（平成二十八年法律第九号）第九条第三項の規定に基づき、国土交通省関係国会議事堂、内閣総理大臣官邸その他の国の重要な施設等、外国公館等及び原子力事業所の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和元年六月六日

国土交通大臣 石井 啓一

国土交通省関係国会議事堂、内閣総理大臣官邸その他の国の重要な施設等、外国公館等及び原子力事業所の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律施行規則の一部を改正する省令
国土交通省関係国会議事堂、内閣総理大臣官邸その他の国の重要な施設等、外国公館等及び原子力事業所の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律施行規則（平成二十八年国土交通省令第四十一号）の一部を次のように改正する。
次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>国土交通省関係重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律施行規則</p> <p>（定義）</p> <p>第一条 この省令において使用する用語は、重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律（以下「法」という。）において使用する用語の例による。</p> <p>（操縦者の通報の方法）</p> <p>第二条 法第九条第二項第一号又は第二号に掲げる小型無人機等の飛行を行うとする者（以下「操縦者」という。）のうち対象施設の管理者又は土地の所有者若しくは占有者（以下「施設管理者等」という。）が行う同条第三項の規定による管区海上保安本部長への通報は、当該小型無人機等の飛行を開始する時間の四十八時間前までに、次に掲げる事項を記載した別記様式第一号の通報書を、当該小型無人機等の飛行に係る対象施設周辺地域を管轄する海上保安部等（海上保安監部、海上保安部又は海上保安航空基地をいう。以下この項において同じ。）の長（当該対象施設周辺地域が同一の管区海上保安本部に置かれる二以上の海上保安部等の管轄区域にわたるときは、そのいずれかの海上保安部等の長。以下「所轄海上保安部等の長」という。）を経由して、</p>	<p>国土交通省関係国会議事堂、内閣総理大臣官邸その他の国の重要な施設等、外国公館等及び原子力事業所の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律施行規則</p> <p>（定義）</p> <p>第一条 この省令において使用する用語は、国会議事堂、内閣総理大臣官邸その他の国の重要な施設等、外国公館等及び原子力事業所の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律施行規則（以下「法」という。）において使用する用語の例による。</p> <p>（操縦者の通報の方法）</p> <p>第二条 法第八条第二項第一号又は第二号に掲げる小型無人機等の飛行を行うとする者（以下「操縦者」という。）のうち対象施設の管理者又は土地の所有者若しくは占有者（以下「施設管理者等」という。）が行う同条第三項の規定による管区海上保安本部長への通報は、当該小型無人機等の飛行を開始する時間の四十八時間前までに、次に掲げる事項を記載した別記様式第一号の通報書を、当該小型無人機等の飛行に係る対象施設周辺地域を管轄する海上保安部等（海上保安監部、海上保安部又は海上保安航空基地をいう。以下この項において同じ。）の長（当該対象施設周辺地域が同一の管区海上保安本部に置かれる二以上の海上保安部等の管轄区域にわたるときは、そのいずれかの海上保安部等の長。以下「所轄海上保安部等の長」という。）を経由して、</p>